# 放送法施行令 （昭和二十五年政令第百六十三号）

#### 第一条（放送番組の保存）

放送法（以下「法」という。）第十条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による放送番組の保存は、次に掲げる放送番組（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び法第八条に規定する放送事業者（同項において準用する同条の規定が適用される場合における日本放送協会（以下「協会」という。）を含む。）にあつては、第二号に掲げる放送番組を除く。）につき、録音又は録画をした物を保存する方法によつてしなければならない。

###### 一

経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを内容とする放送番組以外の放送番組

###### 二

法第六条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）が放送番組の内容を確認することができるように要求した放送番組

###### 三

法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による訂正又は取消しの放送の放送番組

#### 第二条（出資の対象）

法第二十二条に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

###### 一

協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業

###### 二

協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業

###### 三

法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業

###### 四

協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業

###### 五

協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業

###### 六

協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業

###### 七

協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業

###### 八

協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業

###### 九

協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業

###### 十

協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業（次号及び第十二号に掲げるものを除く。）

###### 十一

法第二十条第二項第二号に規定する放送番組等（次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）

###### 十二

放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業

###### 十三

協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業

###### 十四

次のいずれかに該当する業務に係る事業

#### 第三条（放送債券に関する会社法及び社債、株式等の振替に関する法律の準用）

放送債券に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第一号を除く。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四条（第四項を除く。）、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の四の規定を準用する。

#### 第四条（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（準用会社法（前条において準用する会社法をいう。以下同じ。）第六百七十七条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

###### 一

準用会社法第六百七十七条第三項

###### 二

準用会社法第七百二十一条第四項

###### 三

準用会社法第七百二十五条第三項

###### 四

準用会社法第七百二十七条第一項

###### 五

準用会社法第七百三十九条第二項

##### ２

前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。

#### 第五条（電磁的方法による通知の承諾等）

準用会社法第七百二十条第二項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ２

前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。

#### 第六条（地方放送番組審議会の設置地域）

法第八十二条第二項に規定する政令で定める地域は、別表各号に掲げる区域とする。

#### 第七条（情報通信の技術を利用した提供）

有料放送事業者（法第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。次項において同じ。）は、法第百五十条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、国内受信者（法第百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。以下同じ。）に対し、その用いる法第百五十条の二第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ２

前項の規定による承諾を得た有料放送事業者は、当該国内受信者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該国内受信者に対し、法第百五十条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。

#### 第八条（資料の提出）

法第百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）又は有料放送管理事業者（法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

協会

###### 二

学園

###### 三

基幹放送事業者（協会及び学園を除く。ニにおいて同じ。）

###### 四

一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。以下この号において同じ。）

###### 五

基幹放送局提供事業者

###### 六

媒介等業務受託者

###### 七

有料放送管理事業者

##### ２

法第百七十五条の規定により都道府県知事が小規模施設特定有線一般放送事業者に対し資料の提出を求めることができる事項は、前項第四号ハに掲げる事項とする。

# 附　則

この政令は、放送法施行の日（昭和二十五年六月一日）から施行する。

##### ２

日本放送協会の設立の登記をしたときは、登記官吏は、職権をもつて社団法人日本放送協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

##### ３

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和四十六年法律第百三十号）の施行の日から起算して五年間は、第二条中「法別表各号に掲げる地域」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律第九十四条第一項の規定により読み替えられた法別表各号に掲げる地域」と読み替えるものとする。

# 附　則（昭和二七年七月三一日政令第三一五号）

この政令は、郵政省設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和二十七年八月一日）から施行する。

# 附　則（昭和三四年四月二〇日政令第一四二号）

この政令は、放送法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第三十号）の施行の日（昭和三十四年四月二十二日）から施行する。

# 附　則（昭和三八年三月三一日政令第一〇七号）

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三九年三月二三日政令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

# 附　則（昭和四七年五月一日政令第一五四号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附　則（昭和五六年六月一一日政令第二三一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五七年一一月二四日政令第三〇五号）

この政令は、昭和五十七年十二月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年四月一七日政令第一二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六三年九月六日政令第二六四号）

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成元年六月二八日政令第一九六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成元年九月二九日政令第二九一号）

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成五年九月二九日政令第三二三号）

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成六年一一月三〇日政令第三八〇号）

この政令は、放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成六年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成七年一一月一〇日政令第三八一号）

この政令は、放送法の一部を改正する法律（平成七年法律第九十二号）の施行の日（平成七年十一月十一日）から施行する。

# 附　則（平成一〇年一〇月三〇日政令第三五六号）

この政令は、放送法の一部を改正する法律（平成十年法律第八十八号）の施行の日（平成十年十一月一日）から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇四号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一二年八月一一日政令第四〇七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年一二月六日政令第三六三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一五年八月八日政令第三六五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年四月二八日政令第一八七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

#### 第二条（放送法施行令の一部改正に伴う経過措置）

この政令の施行の際現に第三条の規定による改正前の放送法施行令（以下「旧放送法施行令」という。）第三条において準用する会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により日本放送協会（以下「協会」という。）が定めている放送債券に係る社債管理会社は、準用会社法（第三条の規定による改正後の放送法施行令第三条において準用する会社法をいう。以下同じ。）の規定により協会が定めた放送債券に係る社債管理者とみなす。

##### ２

協会が発行したこの政令の施行の際現に存する放送債券については、準用会社法第六百八十一条第一号の規定（準用会社法第六百七十六条第六号及び第七号に掲げる事項に係る部分に限る。）は、適用しない。

##### ３

協会が発行したこの政令の施行の際現に存する放送債券に係る債券の記載事項については、なお従前の例による。

##### ４

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に招集の手続が開始された放送債券に係る社債権者集会については、なお従前の例による。

#### 第三条

施行日前に申立て又は裁判があった旧放送法施行令第三条において準用する会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百十九条の規定による改正前の非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定による非訟事件の手続については、なお従前の例による。

##### ２

前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。

# 附　則（平成二〇年三月一九日政令第五〇号）

この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二〇年七月四日政令第二一九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二三年六月二四日政令第一八一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第十三条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年七月一九日政令第一九七号）

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年二月二〇日政令第五三号）

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年二月二〇日政令第五四号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年一二月一六日政令第四一七号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年一月七日政令第二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年二月三日政令第四〇号）

この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

# 附　則（令和三年二月一九日政令第三五号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。